

# 船舶事故調査報告書

平成27年12月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	平成27年7月25日 09時20分ごろ
発生場所	岩手県宮古市宮古港東方沖 鮎ヶ崎灯台から真方位088° 59.4海里付近 (概位 北緯39° 34.0′ 東経143° 21.0′)
事故の概要	漁船第二十五大祐丸は、まき網漁の操業中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	平成27年9月2日、調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十五大祐丸、335トン
船舶番号、船舶所有者等	131438、大祐漁業株式会社
乗組員等に関する情報	機関長、四級（機関）
負傷者	なし
損傷	主機等が濡損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 4 海象：波高 約1.5m
事故の経過	機関長は、ビルジ高位警報によって機関室の浸水に気づき、ポンプで海水を排出するとともに主機の空気冷却器冷却海水入口管の破口部分に応急処置を施して浸水を止めたが、機器等が濡損していたので自力での航行を断念した。 破口した冷却海水入口管は、本事故後、修理業者により、海水による腐食が進展していることが確認された。
分析	本船は、主機の空気冷却器冷却海水入口管が海水による腐食の進展により破口したことから、機関室に浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、主機の空気冷却器冷却海水入口管が海水による腐食の進展により破口したため、機関室に浸水したことにより発生したものと考えられる。